

令和5年度 第3回

久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日時:令和6年1月25日(木)13時30分

場所:久留米市庁舎2階 くるみホール

3 諮問事項説明

- (1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について
- (2) 令和6年度保険料に関する制度改正について
- (3) 令和6年度久留米市国民健康保険料率等について（諮問内容）

**(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・
標準保険料率の本算定結果について**

今回福岡県から提示されたもの

①納付金

県が医療費や所得水準に応じて決定した金額を、市町村が県に納めるもの。

②標準保険料率

各市町村が納付金を納めるために必要な保険料の料率で、県が統一基準に基づき算定したもの。

他市町村と比較するための参考指標

令和6年度の納付金（本算定）

■ **納付金** **88.9億円** (-2.0億円)

※ 令和5年度納付金：90.9億円

【R6納付金の内訳】

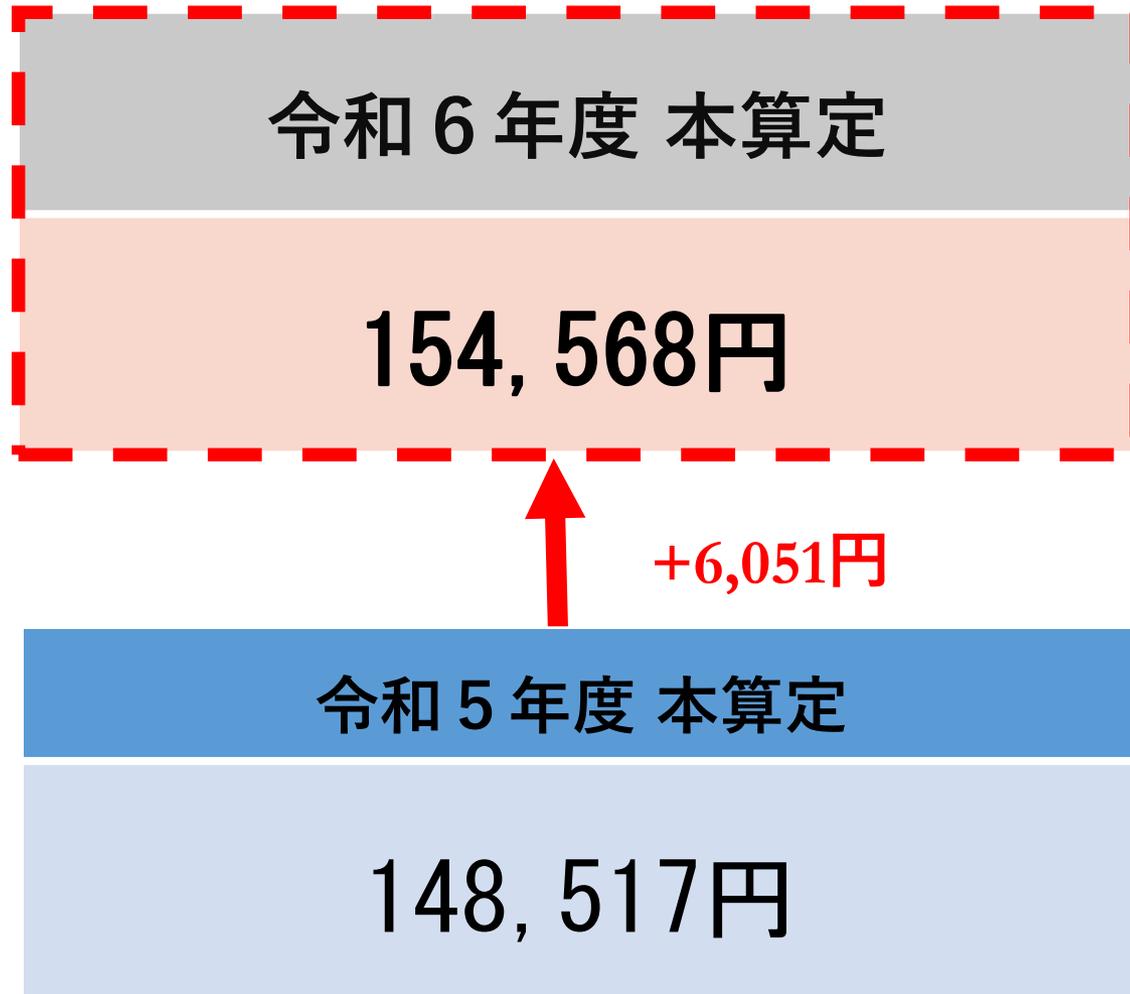
・医療分	61.4億円(-2.6億円)
・後期支援金分	20.5億円(+0.5億円)
・介護納付金分	7.0億円(+0.1億円)

※()は対前年度比

○医療分は、被保険者数減に伴い減少。

○後期支援金分は、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行する影響により増加。

(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について
久留米市の一人当たり納付金の前年度比較



一人当たり納付金は、前年度より6,051円 (+4.07%) の増額となっている。

(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

福岡県内市町村の一人当たり納付金状況（本算定）

順位	市町村名	令和6年度本算定 一人あたりの金額 (円)
1	A	171,338
2	B	167,389
3	C	166,713
<hr/>		
13	D	154,739
14	久留米市	154,568
15	E	154,337
<hr/>		
58	X	123,091
59	Y	121,457
60	Z	120,041
福岡県	県平均	149,995

- ・ 久留米市の一人当たり納付金は、県内平均額を約4,600円上回っている。
- ・ 久留米市の順位は令和5年度（13位）であり、久留米市だけでなく、県全体で納付金が増加している状況にある。

(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

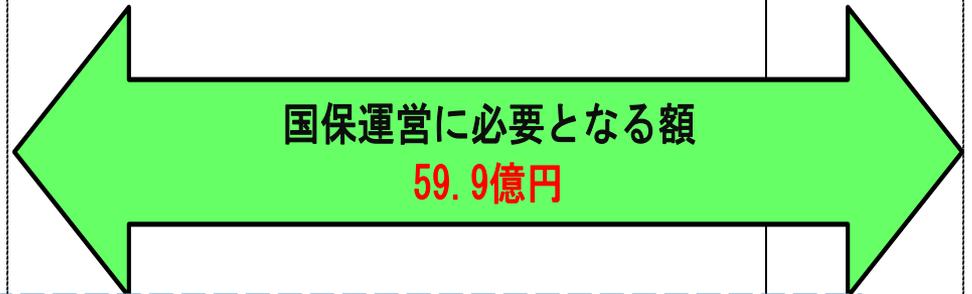
歳出見込額

令和6年度納付金(本算定) **88.9億円**

保健事業等

2.7億円

納付金 **約88.9億円**
 国保運営に必要なとなる額
 **約59.9億円**
 余剰金の決算見込み額(第3四半期)
 **約13.7億円**



歳入見込額

市町村向け公費(31.7億円)

①保険者支援制度	②特別調整交付金等	③保険者努力支援制度	④保険料軽減
6.6億円	10.8億円	1.8億円	12.6億円

保険料

余剰金

55.8億円

4.1億円

余剰金を活用することで令和6年度は**現在の保険料水準でも運営可能**

(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

令和6年度 標準保険料率

①福岡県内の標準保険料率(2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.56%	3.18%	2.60%
均等割	45,585円	18,652円	18,887円

②久留米市の標準保険料率(3方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.68%	3.14%	2.54%
均等割	28,450円	11,400円	11,489円
平等割	28,472円	11,409円	8,830円

③久留米市の標準保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.99%	3.35%	2.53%
均等割	28,370円	10,960円	19,314円
平等割	22,367円	9,036円	—

【参考】久留米市の現行保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	9.37%	2.66%	2.11%
均等割	27,200円	7,500円	14,700円
平等割	22,200円	6,400円	—

(2) 令和6年度保険料に関する制度改革について

(2) 令和6年度の保険料に関する制度改正について

① 国民健康保険料賦課限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者 支援金等分	22万円	 24万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	104万円	 106万円

(2) 令和6年度の保険料に関する制度改正について

② 国民健康保険料の軽減の対象となる所得基準の拡充

世帯の所得が決められた基準額を下回る場合、保険料（均等割・平等割）の軽減を受けることができる。この基準額の算定に用いる、被保険者の人数に乘じる額の引き上げにより保険料の軽減対象者が拡充。

	改正前	改正後
5割軽減	【基礎控除額 43万円+ 29万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1)】 以下	【基礎控除額 43万円+ 29.5万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下
2割軽減	【基礎控除額 43万円+ 53.5万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下	【基礎控除額 43万円+ 54.5万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下

※1 給与所得者等とは同一世帯の被保険者または世帯主が給与所得または年金所得がある場合に適用。

保険料の調定額は減少するが、この減少分は一般会計繰入金で補填されるため国保財政への影響はない。

**(3) 令和6年度久留米市国民健康保険料率等について
(諮問内容)**

(3)令和6年度久留米市国民健康保険料率等について(諮問内容)

- ① 医療給付費分(基礎賦課分)、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。
- ② 賦課限度額については、国の基準とする。

【国の基準額】

賦課限度額	改正前	改正後
医療給付費分 (基礎賦課分)	65万円	65万円
後期高齢者 支援金等分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	104万円	106万円

4 審議

(1) 令和6年度久留米市国民健康保険料率等の
諮問について

4 審議

(2) 答申の附帯意見について

(2) 答申の附帯意見について

【参考】 前回(令和4年度)の附帯意見

(1) 納付金上昇抑制のための取り組み

被保険者数の減少に伴い、保険料収納額が減少していくなか、一人あたりの国民健康保険事業費納付金は後期高齢者支援金等分の増加の影響を受け、上昇していくものと懸念される。

国民健康保険財政の安定化のためにも、納付金上昇の状況を踏まえたうえで国に対して財政措置を要望すること。

(2) 医療費適正化の推進

後期高齢者の医療費は、国民健康保険財政にも影響することから、国民健康保険に加入している早い段階から、被保険者に対して健康寿命の延伸に向けた取り組みを行っていくことが重要である。後期高齢者も含めた医療費適正化のため、データヘルス計画に基づいた保健事業やジェネリック医薬品の普及・促進等の取り組みを計画的に展開すること。

(3) 保険料収納率向上対策の推進

保険料収納率は、すでに高い水準にあるが、安定的な歳入確保のためにはこの水準を維持していくことが重要である。

このため、今後においても納付環境の整備や滞納整理事務の適時適切な実施など、収納率向上に向けた対策の推進に取り組むこと。

(4) 保険料水準の均一化

福岡県内の保険料水準の均一化を早期に実現するため、福岡県へ要望・働きかけを行うこと。

答申について

【答 申】

日 時 : 令和6年2月1日(木) 13:00~

会 場 : 市長応接室

内 容 : 諮問に対する答申

5 報告事項

- (1) 第3期データヘルス計画
第4期特定健康診査等実施計画（案）について